

## 宮崎県公報

平成29年3月31日(金曜日)号外 第28号

発行・印刷

崎 県

宮崎市橘通東2丁目10番1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共)1年 37,200円

目 次

頁

規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則-----(税務課) 1

見

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第28号

## 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

(自動車取得税の減免)

第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第119条又は法<u>附則第12条の2の3から第12条の2の5</u>までの規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2~5 [略]

(自動車取得税の減免)

第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第119条又は法<u>附則第12条の2の2から第12条の2の4まで</u>の規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2~5 [略]

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。